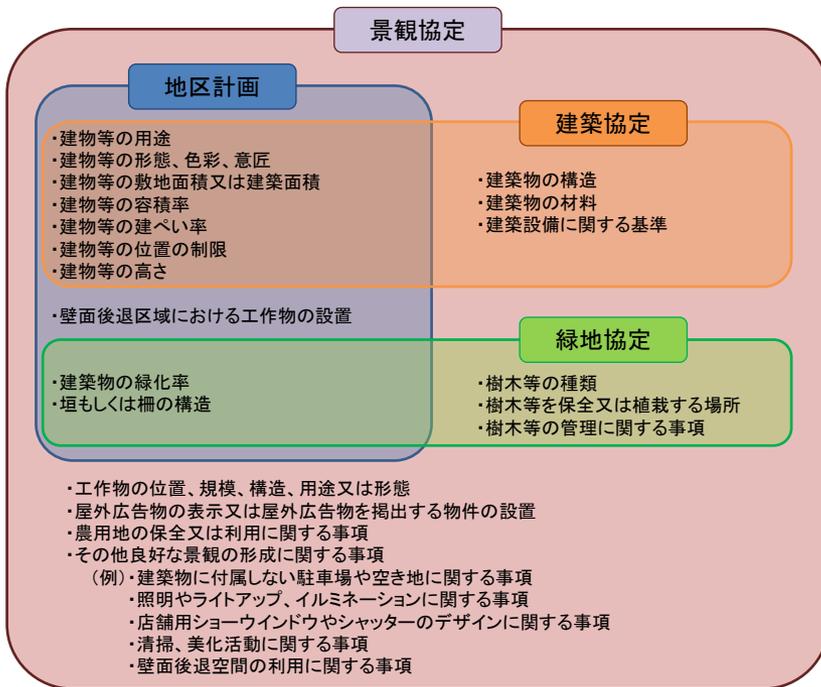


岸和田市では、平成20年に景観行政団体へ移行し様々な景観誘導施策を実施している。今後、地域特性に応じた持続的な景観形成に資するために、景観法に規定される景観協定の運用を行えるよう本市条例等を改正し、住民自らが定め運用する良好な景観まちづくりを支援、啓発を図ることを目指します。

景観法に基づく景観協定とは

景観協定とは、景観区域内において良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、関係する土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度であり、住民自らの手で、地域のよりよい景観の維持、増進を図るために自主的な規制を行う事ができる制度。

景観協定で定めることができる事項



景観協定を定める効果

- ・快適な地域環境の形成とその持続性の確保
- ・資産価値の維持、増大
- ・地域活力の回復、増進
- ・住民、事業主、地権者等の地域への愛着や満足度の高まり

本市景観条例等の改正について

- (1) 岸和田市景観条例の主な改正内容
景観法に基づく景観協定の認可手続きを定めるため、岸和田市景観条例の一部改正を行う。
 - ① 条例第29条の2
景観法に基づく景観協定の認可の手續きに際して、あらかじめ、岸和田市景観審議会の意見を聴かなければならないこととした。
- (2) 岸和田市景観条例等施行規則の主な改正内容
岸和田市景観条例の一部改正に伴い、関係する規定の整備を図るため、岸和田市景観条例等施行規則の一部改正を行う。
 - ① 規則第17条の2 ほか
景観協定の認可申請時の様式、審査結果の通知、届出（法81条他）
 - ・認可申請、届出時に必要となる様式の規定
 - ② 規則様式第7号の2 関係 ほか
上記申請に必要となる様式を追加

※岸和田市景観条例及び岸和田市景観条例等施行規則ともに平成30年4月1日施行

景観協定の必要事項

- 区域確定 → 基準づくり → 組織の設置 → 認可申請 → 協定の運用

- 景観協定で定める事項（法81条）
 - ① 景観協定の区域（下限規定なし）
 - ② 建築物の意匠や緑地、屋外広告物など良好な景観形成に必要なもの
 - ③ 景観協定の有効期限（5年以上30年以下）
 - ④ 景観協定に違反した場合の措置

【参考】

- ・ 地区計画とは、地区のまちづくりに際し、土地と建物の形状、意匠の制限や、道路公園などの公共施設と合わせて定める制度。本市は5地区を指定。
- ・ 建築協定とは、住民の合意により土地や建物の形状や使用方法を定める制度。本市では8地区を指定。